

## 知事の認可事項及び私立学校審議会に対する付議事項

学教法：学校教育法、私学法：私立学校法、振興助成法：私立学校振興助成法

### ○学校に関する事項

認可事項	審議会への付議	
	根拠法令	付議の有無
私立学校の設置、廃止等		
学校（幼・小・中・義務・高・中等・特支）	学教法第4条第1項	○ 私学法第8条第1項
高等学校※の課程（全日制・定時制・通信制）	学教法第4条第1項	○ 私学法第8条第1項
高等学校※の学科	学教法施行令第23条第1項	○ 私学法第8条第1項
特別支援学校の幼稚部・小学部・中学部・高等部	学教法施行令第23条第1項	○ 私学法第8条第1項
特別支援学校の高等部における通信教育	学教法施行令第23条第1項	○ 私学法第8条第1項
私立専修・各種学校の設置、廃止 （私立専修学校の課程の設置、廃止を含む）	学教法第130条第1項（専修） 学教法第134条第2項（各種）	○ 私学法第64条第1項
私立学校の設置者の変更	学教法第4条第1項	○ 私学法第8条第1項
私立専修・各種学校の設置者の変更	学教法第130条第1項（専修） 学教法第134条第2項（各種）	○ 私学法第64条第1項
私立高等学校※の広域の通信制に係る学則の変更	学教法施行令第23条第1項	○ 私学法第8条第1項
私立学校又は私立各種学校の収容定員に係る学則の変更	学教法施行令第23条第1項	○ 私学法第8条第1項
私立学校の閉鎖命令	学教法第13条第1項	○ 私学法第8条第1項
私立専修・各種学校の閉鎖命令	学教法第130条第1項（専修） 学教法第134条第2項（各種）	○ 私学法第64条第1項
私立専修学校の目的の変更	学教法第130条第1項	○ 私学法第64条第1項

※中等教育学校の後期課程を含む。

### ○学校法人（専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を含む）に関する事項

認可事項	審議会への付議	
	根拠法令	付議の有無
1 収益事業の種類の設定	私学法第26条第2項	○ 私学法第26条第2項
2 寄附行為の認可	私学法第31条第1項	○ 私学法第31条第2項
3 寄附行為の補充	私学法第32条第2項	○ 私学法第32条第2項
4 学校法人の寄附行為変更の認可 （文部科学省令で定める事項に係るものを除く）	私学法第45条第1項	—
5 解散の認可又は認定 （私学法第50条第1項第1号、第3号に掲げる事項）	私学法第50条第2項	○ 私学法第50条第3項
6 合併の認可	私学法第52条第2項	—
7 措置命令	私学法第60条第1項	○ 私学法第60条第2項
8 収益事業の停止命令	私学法第61条第1項	○ 私学法第61条第2項
9 解散命令	私学法第62条第1項	○ 私学法第62条第2項
10 組織変更の認可	私学法第64条第6項	○ 私学法第64条第7項
11 収容定員超過の是正命令	振興助成法第12条	○ 振興助成法第12条の2
12 予算の変更勧告	振興助成法第12条	○ 振興助成法第13条第1項
13 役員解職勧告	振興助成法第12条	○ 振興助成法第13条第1項

※1～9までについて、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人の根拠法令は、私学法第64条第5項

※私立学校振興助成法に係る認可事項については、同法の規定により助成を受ける学校法人のみが対象